

令和5年門審第1号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 A二等航海士

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月24日14時48分

大分県姫島南岸

2 船舶の要目

船種船名 漁船A
総トン数 344トン
全長 56.40メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年1月に進水した船尾船橋型鋼製漁船で、a及びb両受審人ほか4人が乗り組み、養殖魚運搬の目的で、令和4年7月24日05時30分愛媛県宇和島港を発し、宇和島市沿岸に所在する3か所の養殖場及び同県三瓶港南西方沖合の養殖場を經由して、たいなどの養殖魚約23トンを積載し、船首3.2メートル船尾4.9メートルの喫水をもって、大韓民国トンヨン港に向かった。

ところで、Aの操舵室は、4層で構成される船尾楼の最上層に位置し、同室前部に操船コンソールを設け、同コンソール中央に操舵スタンドを、その左舷側にレーダー2台を、右舷側に主機遠隔操縦装置を、同室後壁中央にGPSプロッターをそれぞれ配し、同後壁中央の天井部には、操作パネル及びセンサーを備えた第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）が設置されていた。

a受審人は、船橋当直を、出港操船後から甲板員、b受審人、一等航海士、自身の順に輪番で入直する単独の3時間4直制として宇和島港を発航することとしたが、当直時間が短いので船橋当直者が居眠りすることはないものと思い、当直警報装置を常時作動させておくことなく、当直警報装置のセンサーが感知しない状態のまま発航し、出港操船を終えたのち、10時40分船橋当直を甲板員に委ねて降橋した。

b受審人は、13時00分大分空港東方沖合で、前直の甲板員から引き継いで船橋当直に就き、GPSプロッター及びレーダー1台を作

動させ、国東半島東方沖合を北上し、13時20分姫島港東防波堤灯台（以下「姫島東灯台」という。）から141度（真方位、以下同じ。）17.2海里の地点で、針路を322度に定めて自動操舵とし、11.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

b 受審人は、操舵スタンド後方に置かれた肘掛け及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直に当たり、姫島の手前3海里のところまで接近したら針路を左に転じ、同島西方沖合に向かうつもりでいたところ、14時25分姫島東灯台から139度4.7海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催すようになり、椅子に腰を掛けたまま船橋当直を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、程なく予定転針地点に達するので居眠りすることはないものと思い、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、いつしか居眠りに陥った。

b 受審人は、予定転針地点を通過して姫島に向首続航し、14時48分姫島東灯台から093度690メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同島南岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

a 受審人は、自室で休息していたところ、船体への衝撃を感じて直ちに昇橋し、乗り揚げたことを知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船底外板に凹損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、姫島南方沖合において、トンヨン港に向け航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、姫島南岸に向首進行したことによって発

生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、発航する際、当直警報装置を常時作動させておかなかったことと、船橋当直者が、眠気を催した際、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつたことによるものである。

b 受審人は、姫島南方沖合において、トンヨン港に向け単独の船橋当直に当たって自動操舵で航行中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかつたことから気が緩み、眠気を催した場合、椅子に腰を掛けたまま船橋当直を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく予定転針地点に達するので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、姫島南岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

a 受審人は、宇和島港において、トンヨン港に向け発航する場合、当直警報装置を常時作動させておくべき注意義務があった。しかるに、同人は、当直時間が短いので船橋当直者が居眠りすることはないものと思い、当直警報装置を常時作動させておかなかった職務上の過失により、単独で船橋当直中の b 受審人が居眠りに陥り、姫島南岸に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月13日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁